

31世監第148号  
令和元年11月7日

A 様  
B 様  
C 様  
D 様  
E 様  
F 様  
G 様  
H 様

世田谷区監査委員 萩原賢一  
同 阿部能章  
同 山口裕久  
同 津上仁志

#### 住民監査請求について（通知）

令和元年10月16日付け31世監第140号で受け付けた住民監査請求については、下記の理由により、却下することに決定したので通知します。

#### 記

地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）第242条第1項は、当該地方公共団体の執行機関又は職員について、違法若しくは不当な公金の支出、契約の締結等の財務会計上の行為があると認めるときに、当該地方公共団体の住民が監査委員に監査を請求できるとするものである。したがって、その対象となる行為は、当該地方公共団体に財産的損失を与え又は与えるおそれのある違法若しくは不当な財務会計上の行為に限られるものであり、住民監査請求の請求人は、住民監査請求の対象とする財務会計上の行為が、なぜ違法又は不当であるのか、その理由及び事実を具体的に示さなければならないとされている。

本件請求において、請求人は、世田谷区立こどものひろば公園の改修に伴う既存設備の撤去や樹木の伐採等を不当な財産の管理行為であると主張していると解される。

しかし、最高裁判所は、市職員が行った道路建設に向けた市有林の樹木の伐採等の行為について、「道路整備計画の円滑な遂行・実現を図るという道路建設行政の見地からする道路行政担当者としての行為（判断）であって、本件土地の森林（保安林）としての財産的価値に着目し、その価値の維持、保全を図る財務的処理を直接の目的と

する財務会計上の財産管理行為には当たらない」(最高裁判所昭和62年(行ツ)第22号平成2年4月12日第一小法廷判決)と判示しており、この判例に照らしてみると、請求人の主張に係る既存設備の撤去や樹木の伐採等は、財務的処理を直接の目的とする財務会計上の行為に当たるとは認められない。

上記の主張のほか、本件請求においては、財務会計上の行為の違法性又は不当性についての客観的な事実の言及があるとは認められないこと、主張内容のほとんどが当該公園の改修事業の内容に関するものであること、「住民の合意形成不全と予算情報公開が不十分」であることから本件請求をする旨の記載があること、求める措置の内容が情報の公開と工事の差止めであること等を総合的に判断すると、請求人が違法又は不当と主張する請求の対象は、当該公園の改修事業そのものであり、その核心は、当該公園の改修事業の内容の当否を争うものと解される。

そうすると、本件請求は、形式的には財産の管理等を問題としつつも、実際は、当該公園の改修事業そのものに対する異議であると認められ、法第242条第1項に規定する住民監査請求の要件である財務会計上の行為の違法性又は不当性を問うものとは認められない。

よって、本件請求については、法第242条第1項に規定する要件を欠くものであり、却下が相当である。

2019年10月15日

世田谷区長措置請求書  
世田谷区監査委員各位殿

先般、『世田谷区立こどものひろば公園第1期改修工事について』のポースティングがありました。

世田谷区緑地公園課が配布した1枚の工事計画書の裏表には、間伐を行う1本ごとの配置を含む詳細な公園内の大樹一覧の記載がありません。

(我々は、かねてより世田谷区緑地公園課に、管理する大樹リストの作成を請求しております。

公園内の大樹を含め世田谷区では樹木を資産台帳等で管理していると考えております。)

けれども、一切の情報開示を拒む姿勢は、不適切な資産管理に通じると考え、情報開示を要求致します。

また、老朽木以外でも伐採予定があり、その理由を示した計画書の情報開示を、工事現場の外囲いの掲示板上でなく、

文書による正式な回答で要求致します。

そもそも改修に関し、区長殿、公園課課長殿と文書交換を2018年9月から行って参りましたが、工事自体の必要性に以下の疑問が生じたので、住民監査請求をいたします。

①公園緑地課は、2019年9月24日、突然、第一期工事予定箇所に外囲いをし、同日に工事の内容、予算、工期予定を示す告示板を外囲いに固定するという手段により、区民との話し合いを打ち切りました。

事前の工事計画書配布は一部住民に行われ、工事内容を具体的示さずに、発行日は9月吉日となっており、工事期間も令和元年9月下旬～令和2年3月中旬(予定)で、長期にわたって公園を使用できなくなります。

公園緑地課の外囲いにぶら下がる掲示板上で公示文書の不足は補われたものの、区民の財産である公園を共に考えようという姿勢に著しく欠けております。

公園内における工事の公示規定は、「工事開始日から起算して14日間、規則で定める場所に掲示すべき等」

の条例があると考えましたが、見当たりません。

②公園緑地課の説明は、当初公園50周年記念事業として施設の一新計画で始まり、その後老朽化対策に説明の力点が移されました。施設改修より遊具の新設、図書館前トイレ撤去、不要と思える南側入口のスロープ設置、直径50センチ以上の大木伐採がメインのようです。

一連の工事は、現存のトイレ、遊具の改修、樹木の切り詰め、大樹に土を入れた根上がり対策で済むところを、第一期工事に一億四千三百五十五万円の予算を投入、さらに現存する設備の撤去や不要な樹木の伐採は、区民財産を不当に侵し、不適切な資産管理に相当すると考えます。

図書館前の常設トイレ撤去、川の公園のトイレ新設、公園南口のスロープ工事、現存の遊具撤去と新しい遊具の購入設置費用等の見積りの公開を請求致します。

③隣接する世田谷公園は4年の歳月と三億六千万円をかけて昭和49年に改修されておりますが、他方、子供の広場公園改修は三期に渡る予定といわれます。

全体でいくらの予算でしょうか。詳細を知らされておりません。

唯一明らかな情報は、図書館前トイレを撤去して図書館内トイレを兼用して欲しいという公園課の主張です。

図書館前のトイレを撤廃する代わりに、隣接するいわゆる川の公園にトイレを新設する予定があるので図書館内のトイレを共同利用して欲しいというのが根拠です。

我々が図書館前のトイレ撤去反対の申し入れを公園緑地課に行った後、同トイレ利用状況アンケート実施データが後出しじゃんけんのように開示されました。

しかし、肝心の聞き取り調査日、対象となる母数が不明でした。

そもそも公園緑地課の子供の広場公園対応に不信を抱いたのは、公園のベンチ撤去が始まりでした。

夜間に喫煙、飲酒がベンチ付近に絶えないのでベンチを撤去すると主張し、婦人子供やお年寄りに必要なベンチは撤去しないで欲しいという我々の申し入れを受けて、同数のベンチが回復したという経緯がありました。

(必要なら、ベンチに貼られた撤去のお知らせビラの提出も可能です。)

公園内の遊具ですが、老朽化という理由は施設の管理不行き届きにつながる問題でもあります。

遊具の中で人気の高い立体迷路は鉄とコンクリートの塊で、老朽化しにくいものです。

その他多くの遊具も、ペンキを塗り替えることで対応可能なものばかりです。

ご監査ください。財産管理が適切に行われたかも含めてご検討ください。

④子供の広場公園の土地は国有地を無償貸与されているものです。

無償貸与は災害対策上の責任を負い、野球場前のマンホールトイレも現存の2倍以上の備えが必要でしょう。

公園の周囲には7、8本の電柱があり、台風倒木による停電の原因になりかねない大樹を切るのではなく、

公園周囲の電線埋没事業を東京都と共に進めるためにお金を使って欲しいと考えます。

図書館前常設トイレを撤去して図書館内トイレを共同利用するのは無理があります。

閉館時や休日があり、小さいお子さんをはじめとするトイレの利用者は困り、図書館内の静寂も保てなくなるでしょう。

図書館前のトイレが老朽化したから撤去するのではなく、既存する上下水道を利用し、トイレ建物と便器を、ふるさと納税を含む「図書館前のトイレ募金」を住民が公園緑地課に提案して断られました。

理由は1200万円程かかり、維持費を負担する予算がないということでした。

公園の遊具を新設できてもトイレを改修する費用が無いという公園緑地課の主張について監査事務局各位にお考え頂きたいと思います。

図書館内トイレの共同利用に固執するなら、公園南側出口のスロープ工事も不要となるでしょう。

図書館前スロープの共同利用で済むからです。

遊具新設も、新しい遊具やアトラクションを子供たちに提供したいという主旨は理解できますが、

公園緑地課職員が学童の希望する遊具アンケート聴取に小学校へ出張し、お母さま方のひんしゆくをかいました。遊具を利用する子供たちの顔ぶれは4, 5年毎に変わります。

むしろ堅牢な立体迷路の塗装をなおし、壊れかけた木製砦を子供たちと一緒に補修してくれる大工さん、ペンキ屋さんに予算を付けてはいかがでしょうか。

⑤図書館前常設トイレ撤去、無用な大樹伐採、共同利用を無視した新スロープ工事、使用可能な遊具数々の破棄に伴う新設遊具予算の無駄使いは、区民の財産を奪う行為に等しく、不適切です。

⑥請求事項をまとめます。

㊦世田谷区緑地公園課に、区全域と子供の広場公園内の管理する大樹リストの作成及び公開を請求します。

㊧子供の広場公園改修は三期に渡るといわれますが、図書館前の常設トイレ撤去、川の公園のトイレ新設、公園南口のスロープ工事、現存の遊具撤去と新しい遊具の購入設置費用等のお見積りの公開を請求致します、全体でいくらの予算でしょうか。

公園を使用する住民の合意形成不全と予算情報公開が不十分なままに開始された工事の差し止めと住民監査請求を希望致します。

下馬2丁目の住環境を守る会

世田谷区 A ㊦

世田谷区 B ㊦

世田谷区 C ㊦

世田谷区 D ㊦

世田谷区 E ㊦

世田谷区 F ㊦

世田谷区 G ㊦

世田谷区 H ㊦

以上、原文のまま掲載した。ただし、請求人の住所は省略し、氏名は仮名とした。